

# 相続にともなう残高証明書等の発行について

被相続人（亡くなられた方）の残高証明書、預金入出金取引明細の発行が必要な場合は、下記のとおりお取り扱いさせていただきますので、お取引店舗までお申し出ください。

記

## 1. 発行のお申し出

残高証明書等は、相続人、遺言執行者、相続財産管理人等相続権利者のお申し出により発行いたします。

## 2. 必要書類

相続人	(1) 被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本 (2) 申出人が相続人であることがわかる現在の戸籍謄本 (3) 相続人（申出人）の印鑑登録証明書（発行日から6か月以内） (4) 残高証明発行依頼書・取引履歴照会依頼書など （当金庫窓口でお受取りください。） ※相続人（申出人）の実印を押印してください。
遺言執行者 ・ 相続財産 管理人	(1) 被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本 (2) 遺言執行者、相続財産管理人であることがわかる書類(遺言書、審判書など) (3) 遺言執行者、相続財産管理人の印鑑登録証明書（発行日から6か月以内） (4) 残高証明発行依頼書・取引履歴照会依頼書など （当金庫窓口でお受取りください。） ※遺言執行者、相続財産管理人の実印を押印してください。

- ご預金等が複数の店舗にある場合は、その店舗数分、残高証明発行依頼書等が必要となります。
- 法定相続情報証明制度を利用される方は、上記の戸籍謄本に代えて、認証文付き法定相続情報一覧図の写しをお持ちください。
- 相続人の代理人等の場合は、委任状等も確認させていただきます。
- お取引内容によっては、上記以外の公的書類が別途必要になる場合があります。

## 3. 各種発行手数料

- (1) 残高証明書発行にあたり、預金取引・融資取引・出資金ごと1通につき330円(税込み)の手数料をいただきます。
- (2) 預金入出金取引明細の発行に際しては次のとおり手数料をいただきます。
  - ・10年以内 1科目 1口座 550円（税込み）
  - ・10年超 1科目 1口座 1,100円（税込み）

以 上

創業昭和7年 本店下北沢

